

## 千葉港 曳船料率表

神奈川県横浜市中区本町1-3  
株式会社ダイトコーポレーション  
TEL: 045-201-8858  
令和4年9月1日改訂

<https://www.daitocorp.co.jp/business/tugboat/>

料率表		
1時間当たり 08:00 ~ 17:00		
基本料金	101,700円	
特別割引料金	15,000G/T未満	67,700円
	5,000G/T未満	63,500円

但し、荒天作業、海難防止作業（デッドシップ状態等）、海難救助作業、その他特殊作業の場合には、本船G/Tに関係なく本船15,000G/T以上の基本料金を適用する。  
尚、作業料金については、取引条件に応じてご相談に応じます。

上記、基本料金は令和4年（2022年）10月1日00時01分より、以下の料金に変更します。

料率表		
1時間当たり 08:00 ~ 17:00		
基本料金	122,040円	
特別割引料金	15,000G/T未満	81,240円
	5,000G/T未満	76,200円

但し、当面の間は暫定料金として、基本料金：116,900円、特別料金：77,800円（15,000G/T未満）、73,000円（5,000G/T未満）と致します。  
また、上記暫定料金の適用を撤廃する際には、その30日前までにお知らせ致します。

### 1. 料金計算方法

- イ 料金計算方法は使用時間に依り計算する。使用時間とは曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間を含むものとする。
- ロ 最初の1時間を超過した場合には、30分毎に基本料金の半額を加算し、30分未満の端数は30分として基本料金の半額を加算する。  
但し、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- ハ 本船側の都合による待機時間は使用時間に算入する。
- ニ 曳船出動後の作業取消しは総額の20%引とする。

## 2. 各種割増料金

### (1) 時間外割増料金

イ	平日	早朝	05:00~08:00	.....	基本料金の60%増
		夜間	17:00~23:00	.....	基本料金の60%増
		深夜	23:00~05:00	.....	基本料金の100%増

### ロ 日曜・休日 及び 特定休日割増

			05:00~23:00	.....	基本料金の60%増
			23:00~05:00	.....	基本料金の100%増

(備考) 休日とは、「国民の祝日に関する法律（祝日法）」に規定された休日。

特定休日は、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日の年末年始。

### (2) 荒天作業割増料金

海上風速(15m/S以上)の場合 ..... 基本料金の30%増  
(气象台表示風速の3割増を海上風速とする)

### (3) 特殊地域作業割増料金

イ	小柴崎地域の作業	.....	基本料金の50%増
ロ	第一、第二、第三海堡 及び 東京地域、千葉地域、横須賀地域の作業 (但し東京港、千葉港 及び 横須賀港に於ける本船離着岸作業を除く)	.....	基本料金の100%増

## 3. 特殊作業割増料金

イ	港域内海難救助作業	.....	基本料金の50%増
	港域外海難救助作業	.....	基本料金の100%以上増
ロ	消火作業		
	消火作業を行った時間に対して	.....	基本料金の50%増
	尚、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算に依り別途加算する。		
ハ	危険作業	.....	基本料金の100%増
	(爆発物積載船、タンカー船、LNG船 及び LPG船等の船舶に於いて海難が発生し、爆発のおそれがある場合)		

上記以外の特殊作業を行う場合は、実作業の実態に即応し船会社 又は 代理店と協議の上、その都度決定する。

## 4. 燃料油価格調整料金 (BAF)

別紙、燃料油価格調整料金表 (BAF) に定める。

以上

別紙

2008年10月1日実施 2008年12月1日改訂

(株)ダイトコーポレーション 曳船事業部

Tel : 045-201-8858

**燃料油価格調整料金表 (BAF)**  
(適用：横浜港・川崎港・千葉港)

A重油海上RIM価格 (キロリットル当り)	1時間当たりの調整料金
40,000 円未満	適用せず
40,000 円 ～ 59,999 円	5,000 円
60,000 円 ～ 79,999 円	7,500 円
80,000 円 ～ 120,000 円	10,000 円
120,001 円 ～ 140,000 円	12,500 円
140,001 円 ～ 160,000 円	15,000 円
160,001 円 ～	以降、A重油2万円上昇毎に調整料金を2,500円加算

注)◎ このBAFは、全ての船型(総トン数)に適用する。

注)◎ 最初の1時間未満は、1時間として計算する。1時間を超過した場合は、30分毎に調整料金の半額を加算する。(現行の曳船作業基本料金の計算方法と同じ)

注)◎ BAFは早朝、夜間、深夜、日曜、休日、特定休日(年末年始)等の割増し料金の対象とはしない。

注)◎ このBAFは免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

注)◎ このBAFの見直し実施は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行う。  
1時間当たりの調整料金は、実施月から3ヶ月間は固定料金として適用する。

注)◎ 見直しの基準とするA重油海上RIM価格は、見直し実施月の前々月から遡った3ヶ月間の月間平均値を採用し、これにより適用する調整料金を確定する。

注)◎ A重油海上RIM価格(上記◎3ヶ月間の月間平均値)が40,000円/キロリットルを下回った場合には、このBAFは適用しない。

注)◎ 海上リム価格は、リム情報開発株式会社の登録商標です。